

## 四街道市職員定数条例の一部を改正する条例

四街道市職員定数条例（昭和55年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「123人」を「132人」に、「25人」を「30人」に、「716人」を「730人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。